

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー、株式会社うぶすな および 城西国際大学 との産学連携に関する包括協定書

(目的)

第1条 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー（以下「甲」という）、株式会社うぶすな（以下「乙」という）および城西国際大学（以下「丙」という）は、相互の人的、知的資源の交流と活用を図り、包括的な学術協力と連携のもと、地域観光・国際交流・スポーツマネジメント等の分野において相互に協力し、国際化と情報化が進展する社会において地域の発展を目指し、活躍しうる人材の育成に寄与することを目的として、本包括協定（以下「本協定」という）を締結する。

(産学連携事項)

第2条 本協定による主な産学連携項目は、次のとおりとする。

- (1) 地域の発展を目指して活躍しうる人材の育成に関する事
- (2) 教育、研究、文化の向上に関する相互支援に関する事
- (3) 社員・教職員の相互交流に関する事
- (4) インターンシップ教育に関する事
- (5) 広報の協力関係に関する事
- (6) 甲乙丙の事業の協力関係に関する事
- (7) 上記の個別案件については、いずれも甲、乙および丙で協議し合意のうえで遂行すること

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日より2019年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の90日前までに、甲乙丙いずれからも本協定の改廃の申出がないときには、さらに1年間更新するものとし、以後も同様の取扱いとする。

(反社会的勢力の排除)

第4条 甲、乙および丙は、相手方が(1)暴力団、(2)暴力団員、(3)暴力団準構成員、(4)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、(5)暴力団関係企業、(6)総会屋等、(7)その他前各号に準ずる反社会的勢力又は、反社会的勢力と密接な交友関係にあることが判明した場合には、何らの催告も要せず、本協定を解除することができる。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、甲、乙または丙が提起する連携協力の具体的事項およびその他必要な事項については、甲乙丙が協議し三者の同意を得て別に定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が各1通を保有する。

2017年6月1日

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー 代表取締役社長

井田 滋

株式会社うぶすな 代表取締役社長

吉井 靖

城西国際大学 学長

杉本 堅次